

○財務省告示第二百二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		七〇六トン
一四の二		七三五、三五六トン
一四		一、二二三、三四五トン
一三		五、四三七、二九四トン
一二		七〇、一三〇トン
一一		一二、八六〇トン
一〇		一〇、一一九トン
九		五二、四九六トン
八		七・八トン
七		一一トン
六		二六〇トン
五		一、六八五トン
四		三四、〇六七トン
三		二二トン
二		五トン
一		〇トン

二九		四〇六トン
二八		七トン
二七		一八、六〇七トン
二六		五、七六三トン
二五		〇トン
二四		七七トン
二三		七、二四三トン
二二		二六八トン
二一		三一、八八二トン
二〇		六九八トン
一九		一、二三六トン
一八		一七、六九四トン
一七		一三一、六六二トン
一六		八、五〇八トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	五、四三七、二九四トン
一四	三六四、一七六トン